

茨城県福祉サービス第三者評価機関認証等要項

(目的)

第1条 この要項は、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証の基準（以下「認証基準」という。）及びその手続き等について定めることにより、評価機関の育成と第三者評価事業の公平性及び信頼性を確保することを目的とする。

(認証基準)

第2条 本県における評価機関の認証基準は、別紙「茨城県福祉サービス第三者評価機関認証基準」のとおりとする。

(認証の申請)

第3条 評価機関として認証を受けようとする法人の代表者（以下「代表者」という。）は、茨城県福祉サービス第三者評価機関認証申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付して知事に認証申請を行う。

(認証)

- 第4条 知事は、前条の申請を受けて審査を行い、その要件を満たす場合は、これを認証する。
- 2 知事は、認証に当たっては、あらかじめ茨城県福祉サービス第三者評価推進機構委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。
 - 3 知事は、評価機関を認証したとき、又は評価機関を認証しないこととしたときは、速やかにその旨を申請者に通知する。

(認証期間)

第5条 認証の有効期間は3年とする。

(認証の更新)

- 第6条 評価機関の認証は、更新することができる。
- 2 評価機関の認証の更新については、別に定める。

(変更・廃止の届出)

- 第7条 評価機関は、第3条に規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に茨城県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届（様式第2号）に必要な書類を添付し、変更内容を知事に届け出なければならない。
- 2 評価機関は、事業を廃止した場合には、廃止の日から30日以内に茨城県福祉サービス第三者評価機関廃止届（様式第3号）に必要な書類を添付し、知事に届け出なければならない。

(認証の取消)

第8条 知事は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査審議し、認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する認証要件のいずれか一つが欠けた場合
 - (2) 県に対する定期的な事業報告又は県への協力を行わない場合
 - (3) 不正な行為が行われた場合
- 2 知事は、認証の取り消しに当たっては、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。
 - 3 知事は、評価機関の認証を取り消したときは、その旨を評価機関に通知する。

(事業実績等の報告)

- 第9条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに知事に対し、茨城県福祉サービス第三者評価事業実績報告書（様式第4号）により第三者評価事業の実績等を報告するものとする。
- 2 評価機関は、県が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(委任)

- 第10条 この要項に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は取扱要領に定める。

付 則

この要項は、平成17年3月1日から施行する。

この要項は、平成17年9月30日から施行する。

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

この要項は、平成20年2月1日から施行する。

この要項は、令和元年10月9日から施行する。

平成20年2月1日までに本要領第4条に基づく認証を受けた評価機関について、認証の有効期間は、平成20年2月1日から起算して3年とする。

(別紙)

茨城県福祉サービス第三者評価機関認証基準

1 組織体制・規程等に関する要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
 - ア 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上配置すること。
 - a 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - イ 評価調査者は、次の a 又は b に該当する者
 - a 県が行う評価調査者養成研修修了者
 - b 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う評価調査者指導者研修会修了者（但し、a の研修の一部（国のガイドラインによらず、県が独自項目を定めている評価基準に関する講義）を修了した者に限る。）
 - ウ 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
 - エ 評価機関自ら研修を実施し、評価調査者の資質の向上に努めること。
 - オ 一件の第三者評価に 2 人以上（ア a 又は b に該当するものがそれぞれ 1 人以上含まれること）の評価調査者が一貫してあたること。
- (3) 事業内容に関する透明性を確保するための以下の規定等を整備し、公開すること。
 - ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了者であること及び有資格等の経歴を記載したもの）
 - イ 事業内容等に関する規定（第三者評価を実施するサービス種別を含む）
 - ウ 第三者評価の手法
 - エ 守秘義務に関する規定
 - オ 倫理規定
 - カ 料金表
 - キ 評価事業の実績
- (4) 事業者からの苦情等への対応体制を整備していること。

2 評価の手法等に関する要件

- (1) 県が示す第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱いを満たした評価を実施すること。
- (2) 評価調査者は、自ら関係する事業所の第三者評価を行うことはできないものとする。
- (3) 評価機関が関係する事業所の第三者評価を行わないこと。
- (4) 評価結果の取りまとめは、評価調査者の合議とする。ただし、必要に応じ委員会などの機関を設置することを妨げない。

付 則

この基準の改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。